

木更津市民会館指定管理者募集要項

令和7年7月

木更津市総務部総務課

木更津市民会館指定管理者募集要項

木更津市民会館の指定管理者（管理運営を実施する団体）については、次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

木更津市民会館

(2) 所在地

木更津市貝渕二丁目13番40号

(3) 敷地面積 24,400.22㎡

(4) 建物概要（管理運営対象部分）

ア 中ホール

① 構造 鉄筋コンクリート平屋建一部鉄骨造2階建

② 建築面積 1,079.63㎡

③ 延床面積 1,108.30㎡

④ 施設内容 中ホール、控室（2室）、ホワイエ（ロビー）、等

⑤ 竣工 昭和55年9月21日

イ 大ホールのうち機械室並びに集会棟のうち電話交換機、警報装置及び非常用放送設備（その他の施設は、平成27年4月1日から休館しているため、基本的には管理不要です。）

① 構造 鉄筋コンクリート造3階建

② 建築面積 3,754.46㎡

③ 延床面積 5,702.00㎡

④ 施設内容 大ホール、小ホール、会議室（7室）、和室（2室）、楽屋（4室）、控室、ホワイエ（ロビー）、レストラン、管理事務室等

⑤ 竣工 昭和45年6月30日

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、四半期に分けて支払われます。

指定期間総額 114,200千円（消費税及び地方消費税相当額込み）以内

なお、上記金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）改正に伴い、消費税率及び地方消費税率を10%として算定しています。今後、同法の改正によって消

費税等額に変動が生じた場合は、市は、同法の施行日以降の指定管理料に相当額を加減して支払うものとします。

ただし、指定管理料は上記総額を上限とし、額の変更等は市と指定管理者との協議により定められるものとします。

4 職員の駐車場

管理対象施設に勤務する職員の駐車場については、応募者が用意するものとします。駐車場が用意できない場合のみ、利用者に支障のない範囲で、使用台数を本市に申告し、管理対象施設の一部に駐車することを認めます。ただし、使用料金（通勤用の自家用4輪自動車1台につき1,000円/月）は、応募者が負担することとします。

5 指定管理者が行う業務

- (1) 木更津市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和44年木更津市条例第27号）等に定めるところにより、木更津市民会館中ホールを使用に供すること。
- (2) 木更津市民会館中ホールの管理運営及びそれに伴う附属設備等の維持管理をすること。
- (3) 木更津市民会館の利用料金に関すること。

6 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わない。）。個人で応募することはできません。
- (2) 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が応募手続を行うこと（他の団体は構成員とする。）。
なお、複数の連合体において、同時に構成員になることはできません。
また、単独で応募した団体は、他の連合体申請の構成員になることはできません。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- イ 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの
- ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る。）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- エ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの
- オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公

正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ② 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

キ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合で、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みである場合は除く。）。

7 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布場所

問合せ先に同じ

(2) 配布期間及び時間

令和7年7月1日（火）から7月8日（火）まで（土日休日は除く。）

午前8時30分から午後5時まで

(3) 郵送等による配付

ア 郵送を希望する場合は、320円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、木更津市総務部総務課宛て請求してください。

なお、木更津市のホームページからもダウンロードできます。

イ ファックス、電子メール等による配布は行いません。

8 応募手続

(1) 応募書類の提出

ア 別紙1「応募書類一覧」のとおり。

イ 受付期間経過後において、応募書類の内容を変更することはできません。

(2) 受付場所

問合せ先に同じ

(3) 受付期間及び受付時間

令和7年7月28日（月）から8月4日（月）午後5時まで（持参の場合は、土日
休日は除く。）

(4) 応募方法

ア 応募は、持参又は郵送に限ります。

イ 令和7年8月4日（月）午後5時までに必着とします。

(5) 現地見学会の開催

対象施設の現地見学会を以下のとおり開催しますので、希望する団体は「現地見学
会参加申込書」（別紙2）に必要事項を記入の上、令和7年7月11日（金）までに
郵送、ファックス又は開封確認を付した電子メールで行ってください。また、電子メ
ール送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行ってください。

ア 開催日時：令和7年7月16日（水）午後1時30分から（受付：午後1時から）

イ 開催場所：木更津市民会館（木更津市貝渕二丁目13番40号）

ウ 参加人数：各団体2名以内とします。

エ 申込先：問合せ先に同じ

※見学会当日の質問は受付しておりません。質問がある場合は、以下(6)により質問を
してください。

(6) 募集内容に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付時間

令和7年7月17日（木）から7月22日（火）まで（土日休日は除く。）

午前8時30分から午後5時まで

※7月22日（火）午後5時必着

イ 質問の方法

質問事項のある団体は、「質問票」（別紙3）により郵送、ファックス又は開封
確認を付した電子メールで行ってください。また、電子メール送信後、開封通知が
届かない場合は、電話にて確認を行ってください。

ウ 質問の受付場所

問合せ先に同じ

エ 質問への回答予定期日

質問に対する回答は、窓口又は郵送での募集要項取得者全員及び回答先の通知の
あった者に、令和7年7月25日（金）に行う予定です。

(7) 追加書類の提出

木更津市が必要と認める場合は、(1)アで定める応募書類以外の書類の提出を求める

場合があります。

(8) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

(9) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

木更津市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(10) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

(11) 費用の負担等

ア 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 応募書類は、返却しません。

9 指定候補者の選定等

(1) 選定方法

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の結果、順位第1位となった者としてします。

なお、審査の結果、基準に達する者がいない場合は、該当者なしとする場合があります。

イ 審査は、「木更津市民会館指定候補者選定審査項目一覧」（別紙4）の審査項目を基準に、総合的に行います。審査にあたり選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。

ウ 上記にかかわらず、申請者が現在指定管理として指定されているもの1者だけであった場合は、選定委員会の審査は簡易審査とします。選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判断し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数をこえた場合に、指定候補者としてします。

エ 選定委員会の審査結果に基づき、木更津市長が指定候補者を選定します。

(2) 配点及び加点

ア 提案点及び価格点の配点割合

自主事業や管理運営等の取組みに関する提案点と指定管理料に関する価格点の配点割合については、提案内容を重視し、「提案点：価格点＝80：20」とします。

なお、配点の詳細については、「木更津市民会館指定候補者選定審査項目一覧」（別紙4）のとおりとなります。

イ 市内事業者等の参入増大のための加点

申請団体が、市内事業者等の場合には、選定審査時に当該市内事業者等の総合計

点に以下のとおり加点します。

申請団体の形態	本 社 所 在 地	契 約 権 限 を 委 任 さ れ た 支 店 等 所 在 地	代 表 の 本 社 所 在 地	構成団体の 本 社 所 在 地	総 合 計 点 へ の 加 点
単 体	市 内	問 わ ない	—	—	5 %
	市 外	市 内	—	—	3 %
連 合 体	—	—	市 内	全団体が 市 内	5 %
	—	—		上記以外	4 %
	—	—	市 外	一部団体が 市 内	3 %

(3) 選定結果

ア 指定候補者の選定は、令和7年10月上旬頃に実施する予定です。

イ 選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

ウ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(4) 木更津市議会の議決等

ア 木更津市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を木更津市議会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者が木更津市民会館の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

① 上記アの議案を木更津市議会が否決したとき。

② 上記アの議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

③ 上記アただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

10 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者を指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定管理者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続きの後、指定管理者は木更津市と協定を締結するものとします。

(3) 協定内容

- ア 事業計画に関する事項
- イ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項
- ウ 指定施設の利用料金に関する事項
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- オ 市が支払うべき指定管理施設の管理費用（指定管理料）に関する事項
- カ 市による指示・指導に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- ケ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- コ 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項
- サ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項
- シ モニタリングに関する事項
- ス アからシに掲げるもののほか、市長が別に定める事項

11 公租公課の取扱い

指定管理者となるべき者は、指定管理を行う施設を事業所として木更津市に法人市民税の届出を行うこと。また、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所（TEL 0438-25-1110）へお問い合わせください。

12 市内雇用

公の施設の管理に伴い、発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

13 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となります。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の事務も発生します。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

14 その他

- (1) 上記1から3まで及び5に掲げる事項の詳細については、「木更津市民会館指定管理者に関する仕様書」のとおり
- (2) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(3) 留意事項

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

(4) 施設の利用状況等

過去の当施設に係る利用状況等については、「当施設の状況」（別紙5）を参照してください。

(5) 提出書類等については、木更津市情報公開条例（平成 12 年木更津市条例第 4 号）に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報等に該当する場合は不開示情報とします。

15 問合せ先

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市総務部総務課総務係

T e l 0438-23-7098

F a x 0438-25-1351

電子メールアドレス soumu@city.kisarazu.lg.jp